

## 公告

令和5年9月11日

豊橋市長 浅井 由崇

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

### 記

#### 1 公募型プロポーザルに付す事項

##### (1) 業務名

- ア とよはし総合相談支援センター運営事業（統括相談員）委託業務
- イ とよはし総合相談支援センター運営事業（相談員）委託業務
- ウ とよはし総合相談支援センター運営事業（医療的ケア児等支援マネージャー）委託業務
- エ とよはし総合相談支援センター運営事業（虐待防止相談員）委託業務
- オ 豊橋市障害児者相談支援事業委託業務

##### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

##### (3) 必要人員

- ア、ウ、エ 各1名
- イ 3名
- オ 11名

※アは、統括相談員1名のほか、事務補助職員1名を配置すること。

※イ及びオは、評価基準に従って評価し、評価の高かった法人から必要人員を満たすまで決定業者とする。

##### (4) 業務期間

令和6年1月1日から令和8年3月31日まで（27か月）

豊橋市は、上記業務期間にかかわらず、令和6年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがあります。

##### (5) 業務場所

- ア～エ 豊橋市前畑町115番地 豊橋市総合福祉センター「あいトピア」2階
- オ 豊橋市長の指示する場所

##### (6) 契約上限金額（※（4）業務期間に対する契約上限金額）

- ア 金24,580千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- イ 人員1名あたり金16,462千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ウ 金15,762千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- エ 金16,092千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- オ 人員1名あたり金14,231千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

(1) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア とよはし総合相談支援センター運営事業実施要綱及び各仕様書に記載される要件を満たしていること（1（1）のア～エのみが対象）。

イ 豊橋市障害児者相談支援事業実施要綱及び仕様書に記載される要件を満たしていること（1（1）のオのみが対象）。

ウ 国税及び愛知県税、豊橋市税の未納がないこと。

エ 所在地が豊橋市内の事業者であること。

(2) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ 「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。

ウ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

## 3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1 豊橋市福祉部障害福祉課

電話：0532-51-2214

電子メールアドレス：[shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp](mailto:shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp)

(2) 実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

豊橋市福祉部障害福祉課ホームページ：<https://www.city.toyohashi.lg.jp/57416.htm>

(3) プロポーザル参加意向申出書等の提出

ア 提出書類

(ア) プロポーザル参加意向申出書（様式1）

(イ) 法人概要（様式2）

(ウ) 業務従事者の経歴書（様式3）

(エ) 業務実績表（様式4）

イ 提出部数

各1部 ※提出書類は全てA4サイズ

ウ 提出先

(1)と同じ

エ 提出方法

持参(土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで)又は郵送(書留郵便に限る)とする。

オ 提出期限

令和5年9月29日(金) 午後5時15分必着

カ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 業務実施体制(様式7)

(イ) 提案書(様式8)

(ウ) 参考見積及び見積金額内訳書(様式9)

イ 提出部数

各6部(正本1部、副本5部)

※ 副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

ウ 提出先

(1)と同じ

エ 提出方法

持参(土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで)又は郵送(書留郵便に限る)とする。

オ 提出期限

令和5年10月24日(火) 午後5時15分必着

4 評価の方法及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「基幹・委託相談支援体制関連業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 一次評価(提案書による評価)

(2) 二次評価(ヒアリングによる評価)

日程 令和5年11月20日(月) 13:30~16:30

場所 オンライン(Zoom)による実施

ヒアリング開始時間及び留意事項等については令和5年10月30日(月)までに別途通知する。

## 5 注意事項

- (1) 提案書等の作成等、提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 次に該当する提案は無効とする。
  - ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案
  - イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
  - ウ 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
  - エ 参考見積金額が契約上限金額を超える提案
  - オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

## 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位  
日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) その他詳細は、「基幹・委託相談支援体制関連業務プロポーザル実施要領」による。